

令和4年5月11日
大熊町除染検証委員会
委員長 河津 賢澄

大熊町除染検証委員会（特定復興再生拠点区域）

における検証結果

大熊町除染検証委員会は、特定復興再生拠点区域の除染状況等について、本委員会を8回開催し検証を行ってきました。その間、同区域の立入規制緩和、準備宿泊については、令和3年10月25日に中間報告を行ったところです。その後、中間報告の趣旨を踏まえながら実施された除染等について、現地調査等を実施するなど、空間線量率の低減対策の効果等についての検証を行ってきました。

この度、特定復興再生拠点区域の避難指示解除について、同区域内の除染状況等について検証した結果を下記のとおり報告いたします。

記

（検証結果）

- 今回、検証の対象となった特定復興再生拠点区域については、除染及び追加除染が概ね完了し、検証委員会に出された環境省が測定した約37,000ヶ所の結果によれば、地上高1mの空間放射線量率について、概ね $3.8\mu\text{Sv/hr}^{*1}$ を下回ることを確認した。また、生活の中心となる宅地における線量については平均 $0.63\mu\text{Sv/hr}$ となっている。

そのほか、航空機モニタリングや自動車による走行モニタリング、及び歩行モニタリングの測定結果からの外部被ばく線量評価、さらに空気中の浮遊物質調査に基づく内部被ばく線量評価、それらの結果を基に安全側に立って実施されたシミュレーション結果においても、住民の被ばく線量が問題ないレベルまで低減されたという評価結果を精査し、日常的に生活しても放射線被ばくのリスクは十分に低くなっていることを確認した。

これらのことから、当該特定復興再生拠点区域については、次の対策を継続して実施していくことを条件に避難指示を解除することは妥当と判断した。

(継続的な対策)

- 道路の舗装部分に亀裂が入った場所や未除染部分からの土砂の流入等で、他の場所に比べて空間放射線量率の高い場所が確認されていることから、国と道路等の施設管理者は避難指示解除前までに線量低減、立入制限等の対策を講ずること。
- 避難指示解除後についても、国と町は継続的な環境モニタリング等を実施し、その結果を公表する等、住民の安全・安心に努めること。環境モニタリングの結果、追加除染などの線量低減措置が必要な場合には、国は、住民や地権者、町の意向により一層寄り添った柔軟な対応をとること。
- 住民の無用な被ばくを防ぐためには、拠点区域内の未除染の場所の近くや空間放射線量率が低減しきらないスポットへの長時間の立入を防ぐことが有効な対策であることから、きめ細やかな線量測定を継続的に行うことや、測定結果の公表・周知、注意喚起の掲示などの措置も考慮すること。
また、同意が得られていない未除染の場所については、国と町が協力し、その解消に努めること。
- 住民の放射線に対する不安払拭のため、町は、国・県や専門機関等と協力しながら、大熊町役場に設置された放射線健康相談窓口において、住民等の様々な放射線に関する問い合わせに継続的に対応するとともに、リスクコミュニケーションや広報誌等によりきめ細かい、分かりやすい情報発信に努めること。
また、希望者に対して食品の放射性物質濃度の測定や個人被ばく線量の測定などを実施できる体制を整備・維持するなど、住民ひとり一人の疑問や不安に寄り添って、より一層丁寧に対応していくこと。
- 当該特定復興再生拠点区域は、東京電力福島第一原子力発電所に近く、空間放射線量率が高い地域であったことも鑑み、除染効果等の詳細なデータを保存し、その結果等を今後の放射線量率の低減対策に活用するとともに、避難指示解除後も国等と町が協力しながら、環境モニタリングを実施し、必要に応じて再度の除染等を行なうなど、継続的に空間放射線量率の低減を図り、できるだけ早期に住民の年間追加被ばく線量が 1mSv 以下になるよう取り組むこと。

(補足)

- ※1 $3.8 \mu\text{Sv/hr}$ とは、居住のための解除の要件である年間積算線量 20mSv を安全側の仮定に立って1時間あたりの空間放射線量率に換算した目安の値であり（放射線リスクに関する基礎的情報 2021年8月（第12版）より）、安全と危険の境界を示すものではない。